

令和5年度高梁市シティプロモーション推進委託業務 仕様書

1. 件名

令和5年度高梁市シティプロモーション推進委託業務

2. 事業の目的

本業務は、令和4年3月に策定した「高梁市シティプロモーション戦略」に基づき、本市の魅力やイメージを統一性・一貫性を持って戦略的に市内外に発信し、市民には愛着と誇りの醸成、市外の方には本市の認知度及びイメージの向上を図ることで、「交流・関係人口の拡大」、「移住・定住の促進」につなげることを目的とする。

3. 事業方針

令和4年度は、多くの人に高梁市の魅力を知ってもらうこと、高梁市に愛着を持ってもらうことを目的に、電子雑誌「旅色」とのタイアップ事業や「たかはし動画CMコンテスト」の開催、各種SNS等を活用した情報発信に取り組むとともに、本市の魅力やイメージを統一性・一貫性を持って市内外に発信していくためのブランドメッセージ（キャッチコピー・ロゴマーク）を設定した。

令和5年度においては、このブランドメッセージの浸透・定着を図っていくための戦略的なプロモーション活動を展開する。

4. 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結の日から令和6年3月29日までとする。

5. 委託金額

5,000,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む。）

6. 業務の内容

受託者は、事業の目的を達成するため、企画提案した内容について担当課と協議し、その意向を反映したうえで以下の業務を行うものとする。

本市ブランドメッセージの浸透・定着を図っていくための戦略的プロモーション事業に係る企画提案及び実施（以下の内容を踏まえた施策とすること。）

- （1）ターゲットに対して訴求力の高い手法により、本市のブランドメッセージを発信すること。
- （2）市外に向けたプロモーションだけでなく、市民が共感し、まちに誇りと愛着を持って、広く本市の魅力のアピールできるよう、シビックプライドの醸成につながる内容とすること。
- （3）「高梁市シティプロモーション戦略」に記載する「シティプロモーション推進にあたっての視点（p13,14）」の視点を踏まえた内容とすること。
- （4）上記以外に本市のシティプロモーション事業に有効と思われる独自の事業提案を行い実施すること。

7. 提案内容

上記2、3、4、5及び6の内容を十分理解のうえ、下記について提案を行うこと。

- （1）上記6における取組方針及び手法について（活用する広報媒体、制作するコンテンツ、手法、成果物等について具体的に提案し、その理由等を示すこと。）
- （2）実施スケジュール
- （3）見積金額（内訳を含む。）

8. 成果品

本業務の成果品として、次のものを提出すること。

- (1) 本業務によって作成するPRコンテンツ等の成果品 各2部
(可能なものはCD等メディアに収録しデータ納品すること。)
- (2) 事業実績報告書 2部

9. 納入場所

岡山県高梁市 秘書企画課

〒716-8501 岡山県高梁市松原通 2043 番地

TEL 0866-21-0208 FAX 0866-21-0261

10. その他、業務遂行上の留意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。ただし業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、予算の範囲内において、本仕様書以外のことについても提案することを妨げない。
- (2) 業務の遂行にあたっては担当部署と定例の打合せを実施し、業務進捗状況の報告、業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成し、本市に提出すること。
- (3) 高梁市は、必要に応じて受託者に本業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者はこれに従わなければならない。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たって、関係法令及び条例を遵守し、業務上知り得た秘密、個人情報等について、契約期間内及び契約期間終了後においてその取扱いを厳重にし、外部に漏らしてはならない。
- (5) 著作権・肖像権等に関して、権利者の許諾が必要な場合は、受託者は必要な権利処理を行うものとする。なお、著作権・肖像権等に関して何らかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (6) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。
- (7) 本業務を遂行する上で必要な資料等は、受託者において入手すること。ただし、高梁市から提供可能な資料は無料で貸与することとし、業務終了後には速やかに返却すること。
- (8) 受託者は、本業務を全て第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、あらかじめ本市の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することができる。
- (9) 本業務の成果品に係る著作権その他一切の権利は、原則として本市に帰属するものとする。
- (10) 業務が完了し、又は契約期間が終了した後であっても、内容に不備又は不完全な部分が発見された場合には、受託者の負担と責任で直ちに補正すること。
- (11) 受託者は、本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合には、速やかに本市と協議の上、適切に対応すること。